

# 令和3年度（来年度）から 介護保険料の年金天引き額を平準化します

介護保険料の年金天引き額は、「仮徴収額（4月・6月・8月）」と「本徴収額（10月・12月・2月）」として納めていただいておりますが、保険料改定や所得段階の変更などにより年間保険料が増減すると、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じることがあります。

そのため、年間を通して1回あたりの年金天引き額の差をできるだけ小さくする「平準化」を令和3年度から行います。

## 【仮徴収・本徴収とは】

| 仮徴収   |    |    | 本徴収  |     |    |
|---|----|----|--|-----|----|
| 4月  | 6月 | 8月 | 10月  | 12月 | 2月 |
| 保険料算定の基となる前年の税情報が確定していないため、前年度の2月と同じ金額を徴収します。 |    |    | 確定した年間保険料から仮徴収額（4月・6月・8月）を差し引き、10月・12月・2月の3回に分けて徴収します。 |     |    |

## ●平準化の方法

確定した年間保険料から、4月・6月分の保険料額を差し引き、8月・10月・12月・2月の4回の納期に割って天引き額を決定します。

～平準化参考例 介護保険料年間9万700円（6段階）の場合～

## 現在

| 【1年目】 |           | 【2年目】 |           | 【3年目】 |          |
|-------|-----------|-------|-----------|-------|----------|
| 4月    | 6,300円    | 4月    | ●2万3,900円 | 4月    | ◆6,300円  |
| 6月    | 6,300円    | 6月    | ●2万3,900円 | 6月    | ◆6,300円  |
| 8月    | 6,300円    | 8月    | ●2万3,900円 | 8月    | ◆6,300円  |
| 10月   | 2万4,000円  | 10月   | 6,400円    | 10月   | 2万4,000円 |
| 12月   | 2万3,900円  | 12月   | 6,300円    | 12月   | 2万3,900円 |
| 2月    | ●2万3,900円 | 2月    | ◆6,300円   | 2月    | 2万3,900円 |

一度天引き額に大きな差が生じると、大きな差が何年も続いてしまう・・・



## 平準化後

年間を通して、天引き額の差が徐々に小さくなっていきます。

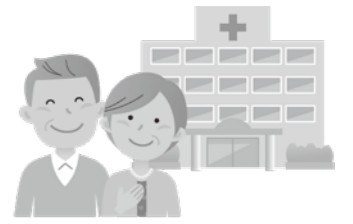
| 【1年目】 |           | 【2年目】 |           | 【3年目】 |           |
|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
| 4月    | 6,300円    | 4月    | ●1万9,500円 | 4月    | ◆1万2,900円 |
| 6月    | 6,300円    | 6月    | ●1万9,500円 | 6月    | ◆1万2,900円 |
| 8月    | 1万9,500円  | 8月    | 1万2,900円  | 8月    | 1万6,200円  |
| 10月   | 1万9,600円  | 10月   | 1万3,000円  | 10月   | 1万6,300円  |
| 12月   | 1万9,500円  | 12月   | 1万2,900円  | 12月   | 1万6,200円  |
| 2月    | ●1万9,500円 | 2月    | ◆1万2,900円 | 2月    | 1万6,200円  |

※端数は現在も平準化後も10月に含めます

●問合せ 税務課 市民税2係（市役所2階6番窓口） ☎0256・77・8144

## ◆国民健康保険◆

# 8月からの限度額適用認定証の更新申請を受け付けます



現在発行されている国民健康保険の限度額適用認定証は、有効期限が7月31日(金)までとなっています。8月1日(土)以降も引き続き使用する場合は更新手続きが必要ですので、再度申請をお願いします。この認定証は高額な外来診療や入院時の医療費の支払いが自己負担限度額までとなるものです。

なお、自己負担限度額の区分については令和元年中の世帯の所得などにより改めて判定しますので、これまでの区分から変更になる場合があります。

●申請場所・問合せ  
保険年金課 国保係  
(市役所1階9～11番窓口)  
☎0256・77・8132

## ●更新後の適用日および交付方法

| 申請日        | 適用日     | 認定証の交付方法     |
|------------|---------|--------------|
| 7月31日(金)まで | 8月1日(土) | 8月3日(月)以降に発送 |
| 8月3日(月)以降  | 申請月の初日  | 窓口にて即日交付     |

## ●申請に必要なもの

- ・国民健康保険証、世帯主の印鑑、現在お持ちの認定証
- ・マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード  
※マイナンバーは世帯主と認定証が必要な人の分をお持ちください。別世帯の人が申請する場合は申請する人の分も必要です。
- ・別世帯の人が申請する場合は委任状

※8月3日(月)は窓口の混雑が予想されます。前もっての申請をおすすめします。

※住民税非課税世帯で過去1年間の入院日数が90日を超える場合は、入院日数の確認できる医療機関発行の領収書または証明書が必要です。

※今年1月2日以降に転入した人は、前住所地の課税所得証明書が必要な場合があります。

## ●自己負担限度額（月額）について

### ・70歳未満の人

※計算条件あり

| 区分               | 自己負担限度額（月額）                           |          |
|------------------|---------------------------------------|----------|
|                  | 3回目まで                                 | 4回目以降    |
| ア 901万円超         | 25万2,600円 + (医療費の総額 - 84万2,000円) × 1% | 14万100円  |
| イ 600万円超 901万円以下 | 16万7,400円 + (医療費の総額 - 55万8,000円) × 1% | 9万3,000円 |
| ウ 210万円超 600万円以下 | 8万100円 + (医療費の総額 - 26万7,000円) × 1%    | 4万4,400円 |
| エ 210万円以下        | 5万7,600円                              |          |
| オ 住民税非課税世帯       | 3万5,400円                              | 2万4,600円 |

\*年間所得…総所得金額などから基礎控除額33万円を差し引いた額

### ・70歳以上75歳未満の人

※計算条件あり

| 所得区分      | 自己負担限度額（月額）                |  |
|-----------|----------------------------|--|
|           | 外来(個人単位)                   | 外来+入院(世帯単位)  |
| 現役並み所得者*① | 住民税課税所得 690万円以上            | 25万2,600円 + (医療費の総額 - 84万2,000円) × 1% 【14万100円】*④  |
|           | 住民税課税所得 380万円以上            | 16万7,400円 + (医療費の総額 - 55万8,000円) × 1% 【9万3,000円】*④ |
|           | 住民税課税所得 145万円以上            | 8万100円 + (医療費の総額 - 26万7,000円) × 1% 【4万4,400円】*④    |
| 一般        | 1万8,000円 (年間上限14万4,000円)*⑤ | 5万7,600円 【4万4,400円】*④                              |
| 低所得II*②   |                            | 2万4,600円   |
| 低所得I*③    | 8,000円                     | 1万5,000円   |

\*①…同一世帯に、住民税課税所得が145万円以上の70～74歳の国保被保険者がいる人。ただし、新たに70歳になる被保険者の属する世帯の70～74歳の国保被保険者の年間所得の合計額が210万円以下の場合も「一般」の区分と同様となる。  
※年間所得＝総所得金額などから基礎控除額33万円を差し引いた額。

\*②…同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人（「低所得I」以外の人）

\*③…同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる人(年金の所得は控除額を80万円として計算)

\*④…【】内は、過去1年間に4回以上発生した場合の、4回目以降の限度額。

\*⑤…年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用。